



料金案内

令和 8 年 6 月～

介護保険負担金（一割負担）について

グループホームあいわ

認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護（利用者負担額 1 割）の内容と費用について内容説明等をお知らせいたします。令和 8 年度より一部報酬改定があり合わせてお知らせいたします。

加算等の名称	内容説明	費用 (日額)
※介護保険料 (1 割計算)	要支援 2	約 760 円
	要介護 1	約 770 円
	要介護 2	約 810 円
	要介護 3	約 840 円
	要介護 4	約 860 円
	要介護 5	約 880 円
※医療連携体制加算 (I) 八	病院や診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保している。24 時間連絡できる体制を確保している。 ※予防介護（要支援 2）については算定なし。	37 円
※協力医療機関連携加算 (I)	協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している。 ※予防介護（要支援 2）については算定なし。	100 円/月
初期加算	入所した日から起算して 30 日以内の期間 30 日を超える入院後に再び入居した場合も同様。	30 円
退去時情報提供加算	医療機関に入院する場合、利用者の心身状況や生活歴等の情報を提供し、当該利用者の紹介を行った場合。(1 人 1 回限り)	250 円/回
退去時相談援助加算	利用期間が 1 ヶ月を超える利用者が退居し、居宅において居宅サービスや地域密着型サービスを利用する場合、相談援助を行い地域包括支援センター等へ必要な情報を提供した場合 (1 人 1 回限り)	400 円/回

サービス提供強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。定員超過利用や人員基準欠如に該当していないこと。	22円
※サービス提供強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。定員超過利用や人員基準欠如に該当していないこと。	18円
サービス提供強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること等。定員超過利用や人員基準欠如に該当していないこと。	6円
※介護職員処遇改善加算Ⅰ（イ）	介護職員等の賃金の改善を実施しているもの、市町村への届出を行い当該基準に掲げる区分に従い所定単位数に加算する。	所定単位の 21.0%
介護職員処遇改善加算Ⅰ（ロ）	介護職員処遇改善加算Ⅰ（イ）の算定要件に加えて、特例要件を満たすこと。	所定単位の 22.8%
介護職員処遇改善加算Ⅱ（イ）	介護職員処遇改善加算Ⅰ（イ）の内容と同様。	所定単位の 20.2%
介護職員処遇改善加算Ⅱ（ロ）	介護職員処遇改善加算Ⅱ（イ）の算定要件に加えて、特例要件を満たすこと。	所定単位の 22.0%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員処遇改善加算Ⅰ（イ）の内容と同様。	所定単位の 17.9%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	〃	所定単位の 14.9%
入院時加算	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として算定。 （入院初日と最終日は算定できない）	246円/日 ※6日/月まで
看取り介護加算 ★死亡日前31日以上45日以下	看取りに関する指針を定め、内容について同意を得ていること。職員研修を行っていること。医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合。 利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられよう支援を行う。	72円
★死亡日前4日以上30日以下	〃	144円
★死亡日の前日及び前々日	〃	680円
★死亡日	〃	1280円
若年性認知症利用者受入加算	市町村長へ所定の届出を行い、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合。個別の担当者を含め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する。	120円